

平成二十年五月二十日提出
質問第四〇六号

外務省が同省におけるワインの管理方法は適正であるとする根拠等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省が同省におけるワインの管理方法は適正であるとする根拠等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第三二三号）を踏まえ、再度質問する。

一 外務省が保有する全てのワイン（以下、「全てのワイン」という。）を使用する際、物品供用簿に記入することが求められる「分類」、「年月日」、「品名」、「摘要」及び「受払状況」の五点につき、前回質問主意書でもそのまた前の質問主意書でも、「ワインの異動のあった年月日が記載されている。」とされている「年月日」と、「異動のあったワインの銘柄が記載されている。」とされている「品名」について、「異動」の意味を再三問うているが、これまでの答弁書で繰り返し外務省が「先の答弁書（平成二十年三月七日内閣衆質一六九第一一七号）三についてから六についてまで述べたとおりである。」と、全く変わらない答弁をしていることについて、前回質問主意書で、当方は「異動」の具体的意味が不明で、その詳細な内容を問うているのに、外務省が当方の質問に対して誠意ある答弁をしないのは、外務省が当方の質問の趣旨を正確に理解していないということか、また、外務省が物品供用簿における「分類」、「年月日」、「品名」、「摘要」及び「受払状況」についての詳細な説明を頑なに避けるのには、何か特別な理由があるのかと問うたところ、「前回答弁書」でもやはり「先の答弁書（平成二十年三月七日内閣

衆質一六九第一一七号)三についてから六についてまで述べたとおりである。」と、同じ答弁がなされている。外務省の右の答弁は、質問に全く対応したものではないが、なぜ外務省はこの様な答弁を何度も繰り返し、質問に真正面から答えないのか。「先の答弁書(平成二十年三月七日内閣衆質一六九第一一七号)三についてから六についてまで述べたとおりである。」との答弁を繰り返すのではなく、「分類」、「年月日」、「品名」、「摘要」及び「受払状況」について詳細な説明を避ける理由を明確に述べられたい。

二 「前々回答弁書」(内閣衆質一六九第二八九号)で明らかにされている、二〇〇六年度と二〇〇七年度に外務省が購入した計千三百四十四本のワイン(以下、「千三百四十四本のワイン」という。)について、本年四月二十三日現在、どれが何本使われ、何本残っているのかと問うたところ、「前回答弁書」では「物品管理簿においては、購入年度別の管理は行っておらず、ワインについても一定期間に購入した銘柄ごとの残数を物品管理簿に記録することはしていない」との答弁がなされている。しかし、外務省は頑としてその詳細を明らかにしようとしませんが、物品管理簿における「分類」や「年月日」、「受払状況」等をそれぞれつきあわせることで、右の質問に十分に答えられるものと思料するが、外務省の見解如何。

三 二の質問に対する答弁に時間を要するといふのであれば、答弁期間の延長に應じる用意はあるところ、物品管理簿における「分類」や「年月日」、「受払状況」等をそれぞれつきあわせ、「千三百四十四本のワイン」のうち、本年五月二十日現在、それが何本使われ、何本残っているのかを明らかにされたい。

四 ワイン購入に充てる予算を外務省が毎年概算要求する際の、予算要求の根拠は何か。

五 「千三百四十四本のワイン」を含む「全てのワイン」について、それぞれの使用状況並びに残存状況がわからない中で、外務省はどの様にしてワイン購入に充てる予算を概算要求しているのか説明されたい。
右質問する。